

平成十八年十月十六日提出
質問第八五号

週刊新潮に掲載された「第三十一吉進丸」船長の手記に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

週刊新潮に掲載された「第三十一吉進丸」船長の手記に関する質問主意書

一 二〇〇六年十月十二日発売の週刊新潮（第五十一巻第三十九号）に同年八月十六日に北方領土・貝殻島近海でロシア国境警備庁に銃撃・拿捕された「第三十一吉進丸」の坂下登船長の手記（以下、「手記」という。）が掲載されていることを承知しているか。

二 これまでに外務省は坂下登船長から事情聴取を行ったか。

三 これまでに外務省以外の政府機関が坂下登船長から事情聴取を行ったか。

四 「手記」に、

「こちらは中間ライン（注・ロシアが国境線とみなしている北方四島と北海道本島の中間線）よりも、

さらに手前の規制ラインの線上で漁をやったんだから、危ないなんて全然思っていなかった。」

との記述があることを外務省は承知しているか。

五 四の記述は事実か。

六 「手記」に、

「最近では、ロシアの船が、中間ラインを越えて、規制ラインの内側まで入ってくるのがあって

ね。」

との記述があることを外務省は承知しているか。

七 六の記述は事実か。

八 「第三十一吉進丸」が拿捕された地点の経度、緯度を明確にされたい。

九 「手記」に、

「拿捕された地点も、規制ラインからぎりぎりだったけど、中間ラインよりは百七十から百八十メートルくらいは余裕があった。GPS（衛星利用測位システム）でも確認しているから。」

との記述があることを外務省は承知しているか。

十 九の記述は事実か。

右質問する。